

砥部町地域おこし協力隊募集要項

1. 募集の趣旨

人口減少・少子高齢化が進む中、意欲と情熱がある都市住民を受け入れ、新たな視点や発想により本町の活性化に取り組むため、地域おこし協力隊員を募集する。

2. 募集人員

1名

3. 活動地域

砥部町広田地区（旧広田村）

4. 活動内容

地域住民や地域づくり団体と連携しながら、以下のような活動をする。

- (1) 地域資源を活用した活動
- (2) 都市・農村交流及び移住・定住の促進に係る支援活動
- (3) 町内施設の活動支援
- (4) 地域行事、イベント等の開催に係る支援活動
- (5) 空き家対策に係る活動
- (6) 地域住民の生活上の課題解決に係る支援活動
- (7) その他地域活性化に係る活動

5. 要件

次の全ての要件を満たす人とする。

- (1) 三大都市圏内の都市地域又は地方都市（過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法に指定された条件不利地域以外の地域）に現に住所を有し、採用後は本町に住民票を異動することができる人
- (2) 雇用期間中、本町に居住できる人
- (3) 協力隊の活動内容を理解し、地域になじみ積極的に地域づくり活動ができる人
- (4) 普通自動車運転免許を有し、運転ができる人
- (5) ワード、エクセルなどの基本的なパソコン操作ができる人
- (6) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる人

6. 勤務時間等

- (1) 勤務時間は1日当たり7時間45分、週5日勤務を原則とする。
- (2) 週休日等は土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から12月31日まで並びに1月2日及び1月3日とする。
- (3) 有給休暇は所定の日数を付与する。
- (4) 活動内容により週休日等が勤務日となる場合がある。その場合は、代休対応とする。

7. 雇用形態

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員として町長が任用する。
- (2) 雇用期間は採用日から採用年度末まで（最長3年間まで延長あり）

裏面あり

8. 賃金等

- (1) 賃金は、月額149,142円とする。
- (2) 期末手当は、年に2回、2箇月分支給する。ただし採用日によっては調整して支給する。
- (3) 社会保険等は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入する。
- (4) 雇用期間中の住居は、活動地域内の物件を町が借上げ無償貸与する。ただし、活動地域内の物件の確保に時間を要する場合は、一時的に活動地域外の物件を対処する場合がある。また、光熱水費は自己負担とする。
- (5) 公務中の事故等と認定された場合、公務災害補償が適用される。
- (6) 活動中は、公用車を使用する。活動時間外は、自家用車等を使用する。
- (7) 活動に必要な次の経費は、予算の範囲内で町が負担する。
 - ①活動用の物品等に係る費用（支給又は貸与）
 - ②消耗品購入、研修参加等に係る費用

9. 応募手続き

- (1) 応募受付期間
随時
※定員に達したときは、募集を締め切る場合があります。
※応募状況については事前にお問い合わせください。
- (2) 応募書類
 - ①応募用紙（町ホームページからダウンロード）
 - ②運転免許証の写し※応募書類は返却しません。

10. 選考

- (1) 第1次選考（書類選考）
書類選考のうえ結果を文書にて応募者全員に通知する。
- (2) 第2次選考（個人面接）
第1次選考合格者を対象に、砥部町役場にて第2次選考を行う。
※応募に係る経費（書類申請、面接）は、応募者の負担。
- (3) 選考結果の通知
選考結果については、2次選考試験参加者全員に文書で通知する。
※（1）～（3）の日程は後日、連絡します。

11. 送付先、問い合わせ先

砥部町役場 企画政策課 地域振興係
〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地
TEL：089-962-7250
FAX：089-962-4277